

沿岸広域振興局長告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年3月25日

沿岸広域振興局長 森 達也

1 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370201063	介護サービス株式会社	訪問入浴あたご	宮古市築地二丁目2番17号	令和4年3月31日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200446	有限会社介護施設あお空	あお空デイサービスセンター	宮古市向町2番34号	令和4年3月31日